

岩手県告示第230号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和3年岩手県告示第734号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局土木部一関土木センター所長から次のとおり通知があった。

令和4年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 西磐井郡平泉町長島地内
- 2 実施した期間 令和3年10月18日から令和4年3月21日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及び水準測量